



弁護士

富川 諒
(とみかわりょう)

〈出身大学〉
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定め効力
～最高裁平成29年2月21日第三小法廷決定～

弁護士 富川 諒

1 はじめに

本決定は、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定め効力が争われた事案において、これを有効と判断したものである。

かかる定款の有効性は会社法上の文言からは必ずしも明らかではなく、学説上も見解の対立があったものであるところ、本決定は、非公開会社において取締役会と株主総会の双方に代表取締役の選定権限を認める旨の定款の定めを有効であると判示したものであり、実務上も重要な意義を有すると考えられるため、紹介する。

2 事案の概要

本件は、債務者会社(以下、「乙1」という。)の代表取締役であった債権者(以下、「甲」という。)が、①招集手続がとられず、株主の出席なく開催された乙1の臨時株主総会(以下「本件臨時株主総会」という。)及び乙1の定時株主総会(以下「本件定時株主総会」という。)においてされた債務者乙2(以下、「乙2」という。)を乙1の取締役兼代表取締役に選任する旨の各決議はいずれも存在しない旨主張し、さらに、②定款で特に定めがないのに株主総会で代表取締役を選任した本件臨時株主総会及び本件定時株主総会(以下、両者を併せて「本件各株主総会」という。)の各株主総会決議には法令違反があり、無効である旨主張し、乙2が取締役兼代表取締役として職務を執行することの停止を求めるとともに、裁判所が選任する者を職務執行代行者に選任することを求めた事案である。

千葉地裁木更津支部決定平成28年1月13日金融・商事判例1514号12頁は、①②いずれについても理由がないとして、甲の申立を却下した。

甲は、上記却下決定に対し、乙1の定款には、本来取締役会に帰属すべき代表取締役の選任・解任権限を制限し、株主総会に留保することを中心とするところ、このような定めは取締役会の代表取締役に対する監督機能を弱体化することから無効であると主張して抗告を申し立てた。しかし、東京高決平成28年3月10日金融・商事判例1514号12頁は、代表取締役の選任・解任権限を株主総会に認めたからといって、取締役会の監督権能が失われるわけではないとして、抗告を棄却した。

そこで、甲は、本件定款の効力を争って、許可抗告を申し立てた。

3 裁判所の判断

(1) 結論

取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効である。

(2) 理由

- ① 取締役会設置会社においては、株主総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができることとなるが、法において、この定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はない。
- ② 法は取締役会をもって代表取締役の職務執行を監督する機関と位置付けているものと解さ

れるが、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会の権限が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえない。

4 検討

(1) 取締役会設置会社において株主総会による代表取締役の選定・解職権限を認める旨の定款の有効性については、会社法制定前より学説上争いがあり、また、会社法制定前の登記実務では、かかる定款は無効であるとの見解に従った運用がなされていた(昭和26年10月12日付民事甲第1983号各法務局長、地方法務局長あて民事局長通達)。

(2) 他方、会社法制定後は、定款の有効性について学説上争いはあるものの、これを有効とする見解が多く見られ、登記実務上も、上記定款が有効であるとの見解にしたがった運用がなされているようである。

(3) 現行会社法の規定を見ると、株主総会決議事項について、会社法第295条1項は、「この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項」と定め、同条2項は、取締役会設置会社について、「この法律に規定する事項及び定款で定めた事項」と定め株主総会決議事項を限定しているものの、取締役会設置会社における、株主総会で代表取締役を定める旨の定款の有効性は、明らかとはいえない。

この点、会社法の立案担当者は、取締役会設置会社において、定款で株主総会の決議事項とすることができる事項について、特に制限を設けていないとし、代表取締役に対する内部的な監督機能の一つである選解任を取締役会が行うのか、株主総会が行うのかは、各会社の実情に合わせて定款で定めることとして差し支えないとして、定款の有効性を認めている。

また、上記のとおり、現行会社法の下では、取締役会の代表取締役に対する監督権限を弱めるものではないとして、代表取締役の選定を株主総会の権限とする定款の効力について有効とする見解が多く見られる。

もつとも、有効説の中でも、代表取締役の選定、解職権限を株主総会のみ認める旨の定款の有効性については争いがあり、取締役会と株主総会の双方が代表取締役の選定、解職権限を有する定款は有効であるが、明文の規定がない限り、取締役会等の法律上の権限を剥奪するような定款の定めは認められないとして、株主総会のみが代表取締役の選定・解職権限を有する定款は無効であるとする見解も存在する。

他方、無効説は、定款の規定に基づき株主総会が取締役の中から代表取締役を選定することを認めているが、これは取締役会を設置しない会社に限定されていること(会社法第349条3項)、株主総会に代表取締役の選定権限を留保することは、取締役会の監督機能を形骸化する可能性もあることを根拠として、かかる定款は無効であるとする。

このとおり、代表取締役の選定、解職権限を株主総会に認める旨の定款の効力については、主として取締役会の監督権限の実効性が認められるか否かという観点から、有効説、一部有効説及び無効説というように見解の対立が見られたところ、本決定は、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定める旨の定款の定めは、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえないとして、本件定款の有効性を認めたものであり、実務上重要な意義が認められる。

(4) なお、本決定は、その文言からも明らかとおり、(i)取締役会設置会社である非公開会社について、(ii)取締役会と株主総会の双方に代表取締役の選定権限を認める旨の定款についてその有効性を認めたにすぎず、公開会社における定款の有効性や株主総会のみ代表取締役の選定、解職権限を認める旨の定款の有効性について判示したものではない。どのような場合に株主総会に代表取締役の選定権限を認める旨の定款が有効と判断されるかについては、取締役会の監督機能に実効性が認められるか否かという観点から、個別具体的に検討する必要がある。

【参考文献】

金融・商事判例1519号8頁
金融法務事情2068号62頁
判例タイムズ1436号102頁